

第51回福島県入札制度等監視委員会議事録

1 委員会の概要

(1) 日時 平成27年2月2日(月) 午後1時30分から午後3時30分まで

(2) 場所 県庁本庁舎2階 第一特別会議室

(3) 出席者

ア 委員

伊藤宏(委員長) 安齋勇雄 今泉裕 齋藤玲子 田崎由子 橘あすか
芳賀一英 藤田一巳

イ 県側

総務部政策監 入札監理課長 入札監理課主幹兼副課長 入札監理課主幹
土木部次長 技術管理課長 建設産業室長 建設産業室主幹
農林水産部参事兼農林総務課長 農林技術課長
出納局入札用度課主幹兼副課長 教育庁財務課主幹兼副課長 警察本部会計課主幹兼次席
県中農林事務所森林林業部主幹兼副部長 会津農林事務所森林林業部長
県中建設事務所事業部長 会津若松建設事務所事業部長 大峠日中総合管理事務所長
県中地方振興局出納室副室長兼出納課長 会津地方振興局出納室長

(4) 次第

1 開会

2 議事

(1) 報告事項

ア 県発注工事等の入札等結果について(平成26年度上半期分)

イ 入札参加資格制限(指名停止)の運用状況について(平成26年8月~12月分)

(2) 審議事項

抽出案件について

(3) 各委員の意見交換

(4) その他

3 閉会

2 発言内容

【入札監理課主幹兼副課長】

委員の皆様お揃いでございますので、ただいまから「第51回福島県入札制度等監視委員会」を開会いたします。

それでは議事につきまして、伊藤委員長、よろしく申し上げます。

【伊藤委員長】

これより議事に入ります。

まず、本日の議事の進め方について、協議したいと思います。

本日は、報告事項2件、審議事項1件でございますが、このうち審議事項「抽出案件について」につきましては、現在非公表となっております工事成績評定点が審議事項に含まれておりますので、会議の公開等に関する取扱要領第2条第1項第3号に該当するものとして、非公開で行いたいと思っております。

その他の報告事項については、公開で行いたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(各委員)

(異議なし)

御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

はじめに、報告事項ア「県発注工事等の入札等結果について（平成26年度上半期分）」です。事務局の説明をお願いします。

【入札監理課長】

(「資料1」により説明)

【伊藤委員長】

ただいま報告のあった件につきまして、質問等がございましたらお願いします。

今日の朝刊の新聞報道でもあったんですけど、復興庁に復興公営住宅が計画通りいっていないからお叱りを受けたというのが新聞に載っていたんですけど、その復興公営住宅が計画通りいっていないというのは、ほとんどが不調が原因と考えてよろしいのですか。

【入札監理課長】

復興公営住宅関係での不調発生状況ですが、25年度は34件のうち2件、26年度は集計した時点が古くて恐縮ですが、8月31日時点ですと、24件中1件ということで、昨年8月末までの復興公営住宅に係る不調発生状況で申しますと58件のうち3件、不調となった件数自体は3件ということでありまして、いずれも再度入札等により既に契約締結には至っております。不調になった間、工事の着手が遅れるということは懸念されますが、それ自体で工事がストップしているという状況ではないと、不調の関係では我々は把握しております。

【伊藤委員長】

他にいかがでしょうか。それでは次にまいります。

報告事項イ「入札参加資格制限（指名停止）の運用状況について」（平成26年8月～12月分）です。事務局より説明をお願いします。

【入札監理課長・入札用度課主幹】

(「資料2」により説明)

【伊藤委員長】

ただいま報告のあった件につきまして、質問等があればお願いします。

次に、審議事項「抽出案件について」です。

これから非公開での審議に入りますので、傍聴者及び報道機関の方には、退席をお願いします。
公開での審議の再開は、15時頃を予定しております。

なお、非公開部分の議事の概要につきましては、要望があれば、会議終了後、私の方から説明させていただきます。

《非公開審議開始》

《「抽出案件について」は、非公開につき概要のみを記載》

【伊藤委員長】

テーマは、「予定価格が5,000万円以上で総合評価方式（復興型）により行った竣工後の案件」です。

抽出案件の審議に入る前に、総合評価方式（復興型）の概要について、事務局の説明をお願いします。

【入札監理課主幹】

（「資料3-1」により説明）

【伊藤委員長】

それでは、抽出された委員から抽出理由の説明をお願いします。

芳賀委員、藤田委員の順番で説明をお願いします。

【芳賀委員】

復興型の基本というのは、今御説明のあった通りなわけですが、私の視点としましては、まず落札と工事成績というものが相関関係があるのかなということを思いました。

それから、復興型に手を挙げている人達がどのくらいいるのかなと。いわゆる、30者とか、1つの縛りになるわけですが、10者くらいは集まってくるのかなという感じで、そういったことを考えて抽出したわけですが、皆様の手元に渡っているナンバーでいきますと、下の3つを私が選ばせて頂いたわけですが、ただ、それぞれ考えてみても工事成績と落札率というのが全く相関関係にないように取れるわけです。

そうすると、この工事成績というものは60点以上だと確か合格だと思うんですが、理想とする品質というのはどのくらいなのか。設計書等に基づいて60点以上さえ取れば良いんだということなのか、80点とかそれくらいは希望するのかその辺どうなんだろうと。

しかし、これとて落札率とは全く関係ない。変な話ですが、90%台で取ってるところでも、評価点数70点というのもあれば、80%中台で落札していても、80何点を取っているところ。私が質問したところで答えは出てくるというものではないと思うんですけどね。

全体的な状況として、復興型ではそれなりの品質等を確保されてるということは間違いないというふうには私は取ったんですけども、そういう意味では復興型というのを進めていっても良いのかなという感じはしたところです。

説明にならないかもしれませんが、そんなことを思って抽出してみたということです。

【藤田委員】

私は資料3の案件番号1と2を選ばせて頂きました。1の方につきましては、県中農林事務所の案件ですけれども、2者が参加されまして87%台で落札しているということでございます。この工事につきましては、成績表を見ますとかなり高い評価が出ておりました。

総合評価方式で中のデータを見ますと、評価はあまり高くない、4.0ぐらいということなので選ばせてもらいましたが、最終的に採用されたというのは落札金額が低いということであまり乗ってきただのかなと見たんですが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから2番の案件で、地すべり防止工事ですが、これは入札参加者1者ですが落札率が99.06%とかなり高い案件でございました。工事成績評価点も相当高いので、このような工事については相当専門性のあるものなのかなという観点から選ばせて頂きました。施工箇所によって条件があろうかと思ひますけれども、よろしくお願ひします。

【伊藤委員長】

ただいま説明のあった件につきまして、質問等があればお願ひします。

それでは、案件番号1、県中農林事務所の案件について説明してください。

【県中農林事務所】

(「資料3」P2～P11により説明)

【伊藤委員長】

ただいま説明のあった件につきまして、質問等があればお願ひします。

個別に説明して頂くわけですけれども、むしろ、全体として後で見えて質問を受けた方が良かなという部分もございまして、全部終わってからも結構ですから御質問を願ひたいと思ひます。

それでは、次に、案件番号2、会津農林事務所の案件について説明してください。

【会津農林事務所】

(「資料3」P12～P20により説明)

【伊藤委員長】

ただいま説明のあった件につきまして、質問等があればお願ひします。

次に、案件番号3、県中建設事務所の案件について説明してください。

【県中建設事務所】

(「資料3」P21～P31により説明)

【伊藤委員長】

ただいま説明のあった件につきまして、質問等があればお願ひします。

次に、案件番号4、会津若松建設事務所の案件について説明してください。

【会津若松建設事務所】

(「資料3」P32～P41により説明)

【伊藤委員長】

ただいま説明のあった件につきまして、質問等があればお願ひします。

次に、案件番号5、喜多方建設事務所の案件について説明してください。

【大峠日中総合管理事務所】

(「資料3」P42～P50により説明)

【伊藤委員長】

ただいま説明のあった件につきまして、質問等があればお願ひします。

質問等がないようでしたら、抽出案件に関する意見交換に移りたいと思ひます。

【入札監理課長】

事務局から1点補足で説明させて頂きたいと思います。

ただいまの抽出案件の審議に入る直前に、皆様のお手元に資料3-2をお配りさせて頂きました。これは今回の抽出テーマであります、予定価格が5,000万円以上で総合評価方式（復興型）により行った竣工後の案件一覧ということで、対象期間が25年4月～26年9月、該当する案件全てをリスト化したもので対象工事は48件ございます。

この中で、芳賀委員と藤田委員に今回抽出案件ということで5つ選んで頂いたのが、このナンバーで言いますと2番、5番、13番、19番、22番の5件ということになります。

冒頭、3-1で御説明しました通り、この抽出案件テーマを御審議頂く際に、本来、工事金額が大きい場合は総合評価の標準型、簡易型で執り行うべきところを、復興型で行ったことについて品質確保上支障がないかどうかを検証頂くための一助としまして、この3-2の1番右側には工事成績評定点を記載させて頂いております。

本来、この工事成績評定点につきましては、施工業者以外には公開しないという非公開資料になっておりますので、この資料3-2につきましては本日審議終了後に、大変恐縮ではございますが回収させて頂きませんが、この工事成績評定点を御参考に御議論頂きたいと思います。

なお、今回抽出案件48件全ての復興型により行いました案件の工事成績評定点の平均が、2ページの1番右端に85点ということで平均点を記載させて頂いておりますが、御参考までに申し上げますと、県発注工事で執り行いました25年度の工事成績評定の平均点が81.3点ということになっておりますので、この復興型の平均が85ということで上回っているという実情もあるということを予め御報告させて頂きたいと思います。よろしくお願いたします。

【伊藤委員長】

先ほど芳賀委員の方からもお話がありましたけれども、まず工事成績評定点というものがいかなるもので、点数としては何点ぐらいをどう考えればいいのかという、なかなか難しいと思いますけれども、とりあえず客観的な説明はお願いできますか。

例えば、何点以下ならもう1度工事をしなければいけないとか、そういう基準があるわけですよね。その辺についてお願いします。

【入札監理課主幹】 →後日訂正しました。（14ページの資料を参照願います。）

工事成績につきましては、60点以上であれば工事合格ということになりますが、60点未満ですと工事不合格という形になります。ですから、必ず工事竣工検査合格ということであれば60点以上ということでございますが、平均点数も85点というようなことがありまして、実際の現場の方はそれよりもかなり良くできているという中で、本日の御審議頂く内容としましては、そういう最低限のところは当然クリアしている中で、品質確保上、標準型、簡易型でやるべきものを復興型でやったことによって、品質低下ということは、工事成績点でいくと若干それよりも下がっている、60点は当然クリアするのですが、標準よりも下がっているような案件が発生していないかどうか、そういったものが多いとやはり入札制度として問題があるというようなことがございますので、そういった視点で御審議頂ければということでございます。

【伊藤委員長】

一応、合格点は60点なんですけれども、60点から90何点にはかなりの幅があるわけですよね。今回の抽出事案の件でたぶんいくつかポイントがあると思うのですが、今御説明があったように、復

興型、つまり特別簡易型なんだけれども、その結果としてちゃんと工事ができていたかどうかという工事品質との関係を見ましようというのが1つ。

それと、特別簡易型にして簡略化したんだから、それなりに入札参加者が確保できているのかいないのか、という問題。もちろんそれは特別簡易型にしちゃったわけですから、そうじゃない場合と単純には比較をやってないわけですから分からないんですけども、これによって入札参加者が一定確保できているかどうかということ。

それと、先ほど芳賀委員からありましたけれども、入札率と工事品質との関係がどうあるのかわからないのか、この辺のところは個々の抽出案件よりもむしろ48件全体で見れば良いのかなという気がするんですけども、今、御説明がありました通り特別簡易型だからといって評定点が必ずしも低いというわけではないと。

平均についても85点、一般の平均の81.3点よりも高いと。これを見ても、最低が71点で最高が94点くらいですか。最低が71点ですから、60点が最低点で70点というと、それなりに工事品質は確保できているのではないかとということですね。

入札参加者数が、特別簡易型にすることによって、つまり手続きを簡略化することによって一定数確保できたんですかという質問に対しては御答えできるんですか。

【入札監理課長】

工事の25年度における、総合評価方式によった場合の平均入札参加者数でございますが、25年度は2.53者でございます。24年度が2.76者ですので、0.23者ほど減っているという状況でございます。

これを類型別に見ますと、25年度の総合評価方式の標準型によった場合の平均入札参加者数が3.5者、簡易型が2.4者、特別簡易型が2.8者、復興型が2.2者ということで、残念ながら25年度の契約結果を踏まえた場合の総合評価方式の類型別の平均入札参加者数ですと、そんなに多くなっているような状況にはございませんでした。

【伊藤委員長】

個別の案件についてでもよろしいですし、全体としてでも結構ですけれども何か御意見、御質問がございましたらお願いします。

【芳賀委員】

工事成績の方ですけども、会社、企業によって、いつも良い点数を取っているところと、それからちょっと悪いなという会社というのはあるような気はするんですよ、見ていてね。

例えばの話ですけども、先ほど言ったように、落札率が例えば84%であっても80点後半の90点に近い評価点を取っているところもあれば、88%ぐらいでも70点台もあるよと。

そうすると、まさに60点というのをベースにした場合には、それで良いわけで、その中で問題となるのは監督員の方々が非常に苦労するとか、逆に、責任施工だということでお任せしても、良い点数取れるところでは本質的に違うと思うんですね。

そうすると、何かそういうところで基準さえ満足すれば、後はおそらく経営事項審査申請書とか色んな形で主観点というのを、その中で調整ということにはなると思うんですけども、やはり公共事業については良い品質のものをという前提がありますよね。

ですから、やっぱり優良か不可ではないけれども、そういった中で例えば、いつも良い成績を取っているという人には、機会というのを多く与えられるような方法があったら良いのかな、なんては思

いますけれどもね。70点台といたら、決して良い点数ではないと私自身は思わせて頂いているのですけれども。

【伊藤委員長】

大前提で60点以上が合格点だということで、60点から100点までいるわけですが、その評価点が何かその後影響するということがあり得るんですか。どういう影響があり得るんですか。

【入札監理課長】

その後いわゆる総合評価方式において、工事の成績で80点もしくは一定点数以上を取った場合に加点評価を受けるということは当然でございます。

更には、入札参加資格審査の総合評定を付ける際の主観点の中で過去の工事成績の評定の平均点というものも主観点の中での反映事項となっておりますので、一定点数を取ることによって、その後総合評価での加点評価なり、入札参加資格審査の主観的事項での加点でありますとか、そういった恩恵を受けることに繋がります。

【伊藤委員長】

それは過去どのぐらいの平均ということになるんですか。

【入札監理課長】

まず、総合評価の方で申し上げますと、工事成績が標準型、簡易型ですと80点以上の場合に1点の加点ということになるのですが、こちらの対象は、過去4年間の平均ではなくて、同種・類似工事の中で最大の成績を取った部分が加点評価されます。

あくまでそれは標準型と簡易型で、過去4年間の中での成績評定が一定点数、80点以上であれば加点評価されるということなのですが、今回審議頂いております特別簡易型、復興型ですと平均ではなくて同一発注種別工事の直近の工事成績が80点以上であれば1.5点の加点、75点以上80点未満であれば1点の加点ということなので、それは過去平均ではなくて直近の工事における成績ということの評価するというものでございます。

【伊藤委員長】

ということは、60点が合格点でも一応良くできたと評価されるのは、75点ないし80点以上というふうに理解してよろしいですね。

【入札監理課長】

はい。

【伊藤委員長】

ありがとうございます。委員の皆様から何か御意見、御質問ございますでしょうか。

【藤田委員】

1番の、私が選ばせて頂いた復旧治山工事の件ですが、これは工事成績がかなり高いのですが、落札率は90%以下で87.7%となっております。

金額的にこのくらい落ちてしまうと、工事内容に影響があるのではないかなと思ったのですが、かなり高い工事成績であり、その辺の関連について、どのようになっていますか。

【県中農林事務所】

この株式会社花喜についてでございますが、資料3の10ページ、総合評価方式評価結果の中で、企業の技術力の加点が0.0でございます。

ここの欄につきましては、評価の対象の基準が予定額が3,000万円以上ということになっております。株式会社花喜につきましては、落札率についての直接的な説明にならないかもしれませんが、

2501工事の前年度、平成24年度事業で近接する地区で同じ防止工を復旧治山で実施しております。現場条件、それから企業としての技術力向上等が図られたということで、2501工事については品質、出来高とも良好に完成されたということでの表記の工事成績評定になるという状況でございます。

【伊藤委員長】

なかなか難しい問題で、これは芳賀委員にお聞きすればいいのかよく分からないのですけれども。

工事を取るということは、単にその個別の工事の採算性、あるいは利益率だけの問題ではなくて、今回あんまり儲からないけれどもこれは取っておいた方が良いとかということと、入札価格も採算はちょっと厳しいかもしれないけれども、なるべく取りたいとかという色々な思惑というのか、戦略とかというものがあるわけですね。

建設業者というのは、それぞれの工事の採算性についてきっちり独立に、事後的に、あるいは事前的にやるのか、取ったら取ったで、うちが取った仕事はきっちりやらなきゃいけないからということで、いくらで落札したかということは置いておいて、ちゃんとした工事情質を保つために最大限の努力をすると考えて、会社全体として一定の利益が上がれば良いと。

つまり、個々の工事について、一定の利益率を必ず確保しなければいけない、というようなことをもしも考えるとすると、かなり低価格で入札した場合に、結構厳しい状況が起こるわけですね。

でも、それはそうではなくて、やっぱり全体として見てるんだからというのか、どっちなんですかね。なかなか難しい質問かもしれない。

【芳賀委員】

簡単に言いますと、会社の戦略上の落札というのはまず1つある。

それから、優秀な、例えばここで工事成績の良いところって利益率の良い会社なんですよ、正直言ってですね。そういうところは、どの工事でも利益上げるんですよ。

ただ、利益の幅がこの工事については少しで良いよということ。で、また将来に繋がるとかね、そういういった戦略的なことになると思いますね。全体として考えて、このくらいのという話になるんだと思います。

【伊藤委員長】

コストの考え方なんですけれどもね。

いわゆる個別工事を取ることによってプラスされる、追加的なコストという変動域の部分と、そうではなくて、ベーシックな会社全体の固定費の部分がありますから、必ずしも固定費も常にちゃんと回収しなければいけないというわけでもない部分がありますよね。だから、その辺で戦略的にいって低い価格でも損をするわけでは必ずしもないと、こういうことだと思います。

良い会社はちゃんとした工事をやって合理的に、あるいは、良い工事を常にしているから逆に結果的に合理的な経営によって、利益率もそれなりに上がると。だめなところはその逆だということですね。ですから、ひょっとしたら逆の相関関係があるのかもしれないと。

なかなか資料としては、おもしろい資料だと思います。結果としても復興型を執ったことによって、必ずしも工事成績が低いわけではないし、あるいは、低い落札率であったとしても工事成績評定が必ずしも低いわけではないと。

場合によっては逆の場合もあり得ると。こういうのが大体全体から読み取れるのではないかと思います。他にいかがでしょうか。

【安齋委員】

どうも工事成績の構成が分からないのですけれども。

例えば、ナンバーで言いますと1番ですか。花喜さんの技術力は加点0なんですよ。企業の技術力と配置予定技術者の技術力も加点が0なのにも関わらず、工事成績はかなり高得点ですよ。これはどういう相関関係があるんですか。

【入札監理課主幹】

総合評価の評価項目と実際の工事成績を付ける時の評価項目というのが、工事成績の方はかなり具体的な工事の内容に対して、プラスマイナスの評価をするようになっておりまして、項目の違いがございまして。

総合評価の場合は、同種類似工事に対しての評価ということですので、逆に同種類似工事としての実績がなければ評価の対象にならない。でも、その会社自体は技術力としては持っていますというような場合は、工事成績の方は点数が良かったりするわけです。

【安齋委員】

花喜さんの場合には、同じ工事がなかったということだから加点が0なんですか。

【入札監理課主幹】

色々とそういった要素がありますので、必ずしも総合評価の評価点と工事成績の方の評定点が一致するという形にはなっていないということでございます。

【伊藤委員長】

つまり、事前の評価と、工事の事後的な個別の工事の評価とはちょっと食い違うということですね。

【芳賀委員】

関連しないかもしれませんがもしもお尋ねしたいのですが、例えば、ものによって構造物が50年持つとか、そういった基準に合わせて、あるいは点数がなっているのか、評価点の点数構成しているのか分かりませんが、老朽化とか今色んなことを言われてますけれども、そういった点での例えば工事点数と、抽出したような箇所か、例えば橋梁なら橋梁で50年経過したものをその時の工事成績って一体どのくらいなんだ、というようなものというのは、何かこれから統計的に取られるような考えというのはあるのですか、ないですか。

単純に経年劣化でも、その工事成績と老朽化ということの点で相関関係があるというか、そういうことがあるのか、例えば60点だからこれは50年しか持たないよとか、80点だから80年持ちますよとかそんなふうになるのか、出来栄えとか色々なことがあるのでしょうかけれども、出来栄え出来形とか。

【伊藤委員長】

そもそも、工事成績評定点というのは、いつ頃から評価されているものなのですか。かなり古い話ですか。

ずっと、かなり前から、戦後すぐくらいからずっとこういう評定がなされているとすれば、その評定と老朽化の進み具合というものがあ程度検証できる可能性はあるとは思いますが。

最近になってこれやりましたというのは、将来にはできるかもしれないけど、今の時点ではちょっと難しいですよ。

事後的な検査はもちろん昔から当然やっているわけで、合格なのか不合格なのかというのは当然あったと思うのですが、こういうふうな60点以上で何点という付け方みたいなのはいつぐらいからやっていたなんていうのは分かりますか。

【入札監理課主幹】

いつからというのは今ちょっと確認できないのですが、平成15年というのは今の文書の中には出てきておりますので、それよりも前からやられている。

【伊藤委員長】

ということは、まだそんなに経っていないと。

【芳賀委員】

責任施工体制というのができたのは昭和47、8年ぐらいですよ。ということは、そのくらいからはできたんじゃないでしょうかね。

【伊藤委員長】

要するに、100点満点で評価みたいな形にはなっている。

【芳賀委員】

土木検査課等の時代からはあるのではないかと思いますけどね。

【伊藤委員長】

要するに、インフラの老朽化の問題があつて、今度そのことが財政的にもかなり負担になるということだと思ふのですけれど、今どうのこうのではなくて、今後の調査の対象として、過去における工事の評定点と老朽化の進み具合というものが、一定の相関関係にあるのかなのか、というのは調べてみる価値はありそうな話ですよ。

【技術監理課長】

今の工事成績評定が細かく施工の過程から計画の段階から、できたものの品質、あるいは出来高、出来栄えみたいところが細かくなったのは、私の記憶では平成の1桁から2桁に移るくらいの頃かなと考えています。

それで、老朽化と工事成績評定といった時に、どこまでできたものがどれだけ耐久性があるものなのかとかいうことはその時点その時点での基準というものを、国とか色々試験機関があつて、そこで決めたものをベースに我々がその基準に合ってるか合っていないかというところの評価をしていくという、そういう基準に対してどれだけのばらつきがあるのかというところで、基準そのものが時代の変遷と共に変わってきて評価をしている中で、例えば、芳賀委員がおっしゃったような50年というような単位で見たときに、その時の何点が長く持ちますとか持ちませんというのは、相関を追うというのはかなり難しいのではないかなと思います。

その辺が先ほど申しあげました平成1桁から2桁に細かく移る前は、もっとラフな形で点数を竣工検査をする検査委員が付けていたという時代もございまして、その頃はもっと今よりもラフな形で付けておまして、その頃からまた今から10年とか20年前くらいのところですけども、そういうところのデータを紐解いて、それが壊れたとか老朽化で云々ということと評価を合わせるというのはかなり難しいのではないかなと考えます。

【伊藤委員長】

ただ、予定の耐用年数よりもかなり早く劣化してしまつて、何らかの修復をしなければいけないという工事について、じゃあ、その時の最初の工事の評価点はどうだったの、というような見方だったらそんなに多くないわけですから不可能ではないですよ。

全てについて評定と耐用年数を老朽化と比べるというのは、ほぼ不可能に近いかもしれないですけども、予想以上に早く老朽化、劣化してしまつた工事について、ではその時の最初の評価点はどう

だったんですかというのを調べてると、ひょっとしたらそれなりの相関関係があるということは十分に考えられるかな、ちょっとよく分からないけど。

【技術監理課長】

例えば、今冬期の季節のところ、道路構造物だとすると路面凍結防止のために盛んに塩を撒くんですね。ああいうものがコンクリートの劣化にどのようなになるんだという、いわゆる後の条件のところが変わってくる部分というのが多分に考えられるというところがあって、そういうのもある程度合わせながら竣工検査の時は評価して合格というようにはするんですけども、事後等のところでの条件が変わる分だとか、そういうところまで含めて評価していかないとならないということと、後は、そういうのに伴ってどうしても放っておけないものは、メンテナンスをしていきますので、そういうところのデータも全部総合的に合わせていかないと、そういうものの追っかけというのはかなり難しいかなと思っております。

【伊藤委員長】

当初想定していた条件と、使ってみたら違うという可能性は十分ありますよね。

また、どういう道路ができたとかできないかによって、想定していた交通量が違うとかね。

そういうこともたぶんあるし、なかなか難しい問題ではあると思いますけれども、芳賀委員よろしいですか。

【芳賀委員】

良いです。

【伊藤委員長】

他いかがでしょうか。

それでは、審議事項はここまでにさせていただきます。

ここから公開による審議を再開しますので、傍聴者、報道機関の入室を許可してください。先ほどの抽出案件について発言される時は、工事成績評定点を出さないようにしてください。

なお、資料3-2につきましては、事務局で回収してください。

《非公開審議終了》

〈以下、公開にて審議〉

【伊藤委員長】

次は、「各委員の意見交換」です。

どなたか発言する方はいらっしゃいますか。

先週でしたっけ、国道と高速道路の東北地方の大規模な談合があったのではないかという、公取委が動いたというようなお話があって。あれは国とNEXCOですから県とは直接関係ないのでけれども、県の方で何かおっしゃれる方があれば。

【入札監理課長】

先日の新聞報道等によりますと、一般競争入札による工事での談合の疑いがあると、NEXCO東日本と国交省東北地方整備局発注の震災復旧の舗装工事での談合疑いということで、独禁法に基づく強制調査ということで公正取引委員会が舗装業者20社に調査に入ったということでございます。

この一般競争入札による工事での談合の疑いということなのですが、県発注工事におきましては基本的に入札等制度改革の基本方針の中で謳っておりますように、県内業者の技術力等で施工可能なも

のについては県内業者で対応するという原則としておりまして、この舗装工事での条件付一般競争入札におきましては、県内で十分に入札参加可能業者を確保できるということで、実は、入札参加業者の所在地の要件である地域要件におきましては、舗装工事の条件付一般競争入札の地域要件として、入札参加可能業者を県内までに限定しておりますので、今回強制調査の対象となりました、いわゆる県外業者が県発注の舗装工事の条件付一般競争入札に参加できるということにはなりません。

従いまして、我々としましては県発注の舗装工事への影響については考えていないというような状況でございます。

【伊藤委員長】

あれは結構大手の道路会社ですね。

【入札監理課長】

はい。

【伊藤委員長】

他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

次に、「その他」に移ります。

各委員の皆様から、何かございますか。

(各委員)

(特になし)

事務局から何かございますか。

【入札監理課長】

「建設関係団体等からの意見・要望内容等に対する回答について」

(「資料4」により説明)

【伊藤委員長】

事務局から他にございますか。

【入札監理課長】

「工事請負契約締結後における単価適用日変更に伴う特例措置について」

(「資料5、5-1」により説明)

【伊藤委員長】

続きまして資料6を説明願います。

【技術監理課長】

「公共工事設計労務単価の改定について」

(「資料6」により説明)

【伊藤委員長】

今の2つの件、単価適用日変更の件と労務単価の改正についてですけれども、何か御質問ございませんでしょうか。

【芳賀委員】

技術管理課長にお尋ねします。

今回の改定で、8%強上がっているわけですがけれども、被災3県のうちで1番上がっていると、そういった中で、例えば型枠工を見てみると、やはり8,000円くらいの差がございますよね。

その差というのは、実態がそうなんだということになっちゃえばそれで終わりなのですけども、問題は、その辺の原因について何か課長レベルでお持ちになっているものがあればお教え頂きたいなと。

例えば、私はこう思ったのですけれども、県外労働者の活用というのはどうなんだろうか。

福島県の型枠工は地元の技能工でまかなっている部分が多いのか。宮城県なんかの場合は他県から持ってきている技能工等に、そういったこともやはり賃金水準では違ってくことも有りかな、なんて思ったりして、何か課長が掴まれている中にそういったことはないのかどうか、お教え頂ければと思ったのですが。

【技術管理課長】

私のところでも、ここで国の昨年10月の調査と書きましたが、詳細を申し上げますと国の事業であり県の事業であり、全てというわけにはいかないのですが、抽出した中で実際に発注している工事で、お支払している労務費を賃金台帳等も確認をさせてもらいながら調べた結果がこれだという形です。

その中で、例えば外から来て頂いている方にも、その旨お支払していればそれが反映されるという形。それは宮城県の単価ではなく、福島県の単価として反映されるということになるので、そこは今回国で実績、調査に基づいて改正しましたというところを更に今度、業界さんとか実態の掴みを引き続きというか、更にうちの方としても格差があるもの、例えばここでは示しておりませんが、普通作業員の方の単価というのは、福島県が1万6,300円、宮城県は1万6,400円ということで、ほぼニアリーというところをございまして、全てが格差があるというわけではなくて、一部の職種でそういうものがあるというところがあるので、その辺の実態はもう少し我々としても、詳細な掴みやっていきたいとは考えておりますが、今時点ではどういうことでこうなっているんだというところは申し訳ないですけども掌握していないところをございます。

【芳賀委員】

例えば、技能工だけに限って言えば、栃木県、宮城県で福島県が狭間にあるんですね。

賃金水準が栃木と宮城は高い。技能工に限って言えばですよ。

そうすると、当然多くの賃金を払っているということは間違いなことなのですが、その労働力の依存度、宮城県が、宮城県だけでは足りないから、もうとにかく職別については他県依存型なんだという場合と、本県なんか逆にそういう依存度というのは少ないのかなと。

地場のものを活用している、つまり県産の最大限の地産地消という考え方の発注の仕方が必然的に、ちょっと業界に言うとな怒られちゃうけれども、努力が足りないのかなという部分も感じるものですから、何かそういうことで調べるとかなんかというのは非常に難しいでしょうけれども、ふと、原因は何なのかな、何か分かっていることがあったらなという意味でお尋ねしました。

【伊藤委員長】

他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

事務局から他にございますか。

(特になし)

それでは、本日の議事については、これで終了いたします。

【入札監理課主幹兼副課長】

以上をもちまして、「第51回福島県入札制度等監視委員会」を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

工事成績評定点の説明内容の訂正について

平成27年2月4日

総務部入札監理課

第51回入札制度等監視委員会の抽出案件の審議において、事務局からの説明内容に誤りがあったとともに、過去の工事成績評定点の経過について不十分な説明となっていたため、お詫びとともに訂正の内容をご報告します。

1 訂正内容

誤 60点以下は不合格となる。 → 正 60点以下の場合もある。

工事成績評定点が60点以下の場合は「不合格」になるとご説明しましたが、平成15年4月1日より前の土木建築工事検査実施要綱において工事成績評定点が60点未満の場合は「不良」となり、その場合に補修工事等の追加工事が必要な場合はその対応を行うようになっておりました。ただし、この場合でも点数についてはそのまま変更しないという運用になっておりました。

現在の工事成績評定要綱では、60点未満の「不良」という扱いも無く60点未満の工事成績も存在しております。

なお、現在の工事成績評定については、標準点（65点）からの加減を行った上で採点しております。

2 追加説明内容

工事成績評定の存在が確認できる最も古い年代のものは、工事検査実施要綱の昭和56年4月施行のものとなっております。（これより前の昭和38年7月施行の工事検査実施要綱が存在していたということは確認できましたが、文書は残っていなかったため工事成績評定の有無については確認できませんでした。）